各 都道府県 指定都市 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康·生活衛生局難病対策課長 ( 公 印 省 略 )

「指定医療機関の指定について」の一部改正について

「指定医療機関の指定について」(平成 26 年 11 月 21 日付け健難発 1121 第 2 号厚生労働省健康局疾病対策課長通知)の別紙「指定医療機関指定要領」について、令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針(令和 4 年 12 月 20 日閣議決定)等を踏まえ、別添新旧対照表のとおり改め、令和 5 年 11 月 30 日から適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、これを参考としつつ遺漏なきよう努めるとともに、関係者及び関係 団体に対する周知方につき配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に 基づく技術的助言であることを申し添える。

変更点は下線部

新

# 別紙

別紙

## 指定医療機関指定要領

- 第1 指定・更新の申請及び変更の届出の事務
  - 1 指定の申請の事務
  - (1) 法第14条第1項の規定に基づき指定医療機関の指定を申請しようとする者(以下「申請者」という。)からの難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第121号。以下「規則」という。)第35条各項に規定する申請書(以下「申請書」という。)は、別紙様式1により医療機関(診療所、薬局、指定訪問看護事業者、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を含む。)の所在地の都道府県知事又は指定都市市長(以下「都道府県知事等」という。)へ提出させること
  - (2) 都道府県知事等は、上記(1)の申請があった場合は、所要の審査を行った上で、審査した結果の通知を、別紙様式4により速やかに申請者へ通知すること。なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とし、指定の決定をした日がその属する月の初日であった場合、当月からの指定とすること。

ただし、新規に開設する医療機関又は薬局については、指定医療機関の指定日を健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び同号に規定する保険薬局の指定日と同日として差し支えない。

- 2 変更の届出
- (1)指定医療機関が、その名称及び所在地その他規則第41条に定める変更を行うべき事項に変更を生じた場合は、当該指定医療機関に対し、法第19条の規定に基づき、変更の届出(以下「変更届出」という。)を別紙様式2により当該指定医療機関の所在地の都道府県知事等に提出させること。
- (2) 都道府県知事等は、変更届出のあった事項について所要の確認を行った上で、内容に不備がある場合には質問や指導を行うこと。

# 指定医療機関指定要領

- 第1 指定・更新の申請及び変更の届出の事務
  - 1 指定の申請の事務
  - (1) 法第14条第1項の規定に基づき指定医療機関の指定を申請しようとする者(以下「申請者」という。)からの難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第121号。以下「規則」という。)第35条各項に規定する申請書(以下「申請書」という。)は、別紙様式1により医療機関(診療所、薬局、指定訪問看護事業者、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を含む。)の所在地の都道府県知事へ提出させること

旧

(2) 都道府県知事は、上記(1) の申請があった場合は、所要の審査を行った上で、審査した結果の通知を、別紙様式4により速やかに申請者へ通知すること。なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とすること。

- 2 変更の届出
- (1)指定医療機関が、その名称及び所在地その他規則第41条に定める変更を行うべき事項に変更を生じた場合は、当該指定医療機関に対し、法第19条の規定に基づき、変更の届出(以下「変更届出」という。)を別紙様式2により当該指定医療機関の所在地の都道府県知事に提出させること。
- (2) 都道府県知事は、変更届出のあった事項について所要の確認を行った上で、内容に不備がある場合には質問や指導を行うこと。

## 3 指定の更新

- (1) 法第15条第1項の規定に基づき指定医療機関の指定の更新をしようとする者(以下「更新申請書」という。)は、別紙様式3により当該指定医療機関の所在地の都道府県知事等に提出させること。
- (2) 都道府県知事等は、所要の審査を行った上で、審査した結果の通知を、 別紙様式5により速やかに更新申請者へ通知すること。

## 4 その他

- (1) 都道府県知事等は、指定医療機関において患者が良質かつ適切な医療を受けられるよう、特定医療を提供する体制の整備に努めるとともに、変更届出等の必要な手続について、提出漏れが生じないよう指定医療機関への指導を行うこと。特に有効期間の満了を迎える指定医療機関に対しては、その旨を連絡し、更新申請の手続が円滑に行われるよう取り組むこと。
- (2) 都道府県知事等は、指定医療機関の指定(更新を含む。以下この項において同じ。)、名称及び所在地の変更、指定の辞退並びに指定の取消しがあった場合は、法第24条の規定に基づき公示し、特定医療費の支給認定を受けている患者及びその保護者並びにその他関係機関等に対して、ホームページや広報を通じて広く周知すること。
- (3) 平成30年4月より新たに介護医療院が創設されたことに伴い、介護保険法 (平成9年法律第123号)の規定により、難病法や同法に基づく政令、省令等における「病院又は診療所」には介護医療院が含まれるものとされている。そのため、別紙様式1-(1)、2-(1)、3-(1)について、介護医療院においては、「医療機関コード」を「介護保険事業所番号」と、「開設者」を「代表者」と読み替えた上で記載し、標榜している診療科目欄には「介護医療院」と記載したものを提出させること。

なお、平成30年3月31日時点で既に指定医療機関となっている病院 又は診療所から介護医療院に転換する場合は、転換前後の実態を考慮し た上で、変更の届出により処理して差し支えないものとする。

## 第2 審査(確認)

1 審査(確認)については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

### 3 指定の更新

- (1) 法第15条第1項の規定に基づき指定医療機関の指定の更新をしようとする者(以下「更新申請書」という。)は、別紙様式3により当該指定医療機関の所在地の都道府県知事に提出させること。
- (2) 都道府県知事は、所要の審査を行った上で、審査した結果の通知を、 別紙様式5により速やかに更新申請者へ通知すること。

## 4 その他

- (1) 都道府県知事は、指定医療機関において患者が良質かつ適切な医療を受けられるよう、特定医療を提供する体制の整備に努めるとともに、変更届出等の必要な手続について、提出漏れが生じないよう指定医療機関への指導を行うこと。特に有効期間の満了を迎える指定医療機関に対しては、その旨を連絡し、更新申請の手続が円滑に行われるよう取り組むこと。
- (2) 都道府県知事は、指定医療機関の指定(更新を含む。以下この項において同じ。)、名称及び所在地の変更、指定の辞退並びに指定の取消しがあった場合は、法第24条の規定に基づき公示し、特定医療費の支給認定を受けている患者及びその保護者並びにその他関係機関等に対して、ホームページや広報を通じて広く周知すること。
- (3) 平成30年4月より新たに介護医療院が創設されたことに伴い、介護保険法の規定により、難病法や同法に基づく政令、省令等における「病院又は診療所」には介護医療院が含まれるものとされている。そのため、別紙様式1-(1)、2-(1)、3-(1)について、介護医療院においては、「医療機関コード」を「介護保険事業所番号」と、「開設者」を「代表者」と読み替えた上で記載し、標榜している診療科目欄には「介護医療院」と記載したものを提出させること。

なお、平成30年3月31日時点で既に指定医療機関となっている病院 又は診療所から介護医療院に転換する場合は、転換前後の実態を考慮し た上で、変更の届出により処理して差し支えないものとする。

## 第2 審査(確認)

1 審査(確認)については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

- (1) (略)
- (2)病院及び診療所にあっては、健康保険法第63条第3項1号に規定する保険医療機関であり、標榜科が示されていること。
- (3) (略)
- (4) 同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあっては、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。
- 2 次に掲げる事項に該当していないかを審査(確認)するものとする。(1)~(4) (略)
- (5) 申請者について、「法第21条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき法第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事等が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に法第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき」の該当の有無。
- $(6) \sim (9)$  (略)
- 3 (略)

- (1) (略)
- (2) 病院及び診療所にあっては、健康保険法<u>(大正11年法律第70号)</u> 第63条第3項1号に規定する保険医療機関であり、標榜科が示されて いること。
- (3) (略)
- (4)同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあっては、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。
- 2 次に掲げる事項に該当していないかを審査(確認)するものとする。(1)~(4) (略)
- (5)申請者について、「法第21条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき法第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に法第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき」の該当の有無。
- $(6) \sim (9)$  (略)
- 3 (略)

	指定医療機関指	定申請	書(病	院又は診	療所)	
	1					
	名	称				
呆険医療機関	所 在	地				
	医療機関コー	k				
	住	所				
開設者	氏名又は名	称				
	生 年 月	日			職名	
標榜してい	ハる診療科目					
役員の氏	名及び職名	3			(別紙1)	
4条第1項の	、難病の患者に対 規定による指定医 14条第2項の規	療機関と	として打	旨定された	こく申請する。	
年	月日					
			設			
			又は名			
		N.A	人は石	del.		

## 様式1-(1)

様式1-(1)

指定医療機関指定申請書 (病院又は診療所)

	76	to the second se
	名 称	
保険医療機関	所 在 地	
	医療機関コード	
	住 所	
開設者	氏名又は名称	
	生 年 月 日	職名
標榜してい	ハる診療科目	
役員の氏	名及び職名	(別紙1)

上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第 14条第1項の規定による指定医療機関として指定されたく申請する。

また、同法第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年 月 日

 開 設 者

 住 所

氏名又は名称

ED

0000殿

1 (略)

### 2 第2号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、臨床研究法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

### $3 \sim 7$ (略)

8 第8号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの。

9 (略)

## 別紙1 (略)

## (誓約項目)

1 (略)

### 2 第2号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## $3 \sim 7$ (略)

8 第8号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する。

9 (略)

様式1-(2)			様式1- (2)			
	指定医療核	<b>養関指定申請書(薬局)</b>		指定医療機	関指定申請書 (薬局)	
	名称			名 称		
保険薬局	所 在 地		保険薬局	所 在 地		
	薬局コード			薬局コード		
	住 所			住 所		
開設者	氏名又は名称		開設者	氏名又は名称		
	生年月日			生 年 月 日		職名
40. E 6. IT	名及び職名	(別紙1)	役員の氏	名及び職名		(別紙1)
上記のとおり 14条第1項の また、同法第	) 、難病の患者に対す )規定による指定医療	る医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第 機関として指定されたく申請する。 のいずれにも該当しないことを誓約する。	14条第1項のまた、同法第	規定による指定医療 514条第2項の規定 月 日	機関として指定されたく のいずれにも該当しない 開 設 者	12. 12. 4 14. 12. 12. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14
00	〇 〇 殿	開 設 者 住 所 氏名又は名称	000		任 所 氏名又は名称	Đ

様式1-(2)

様式1-(2)

1 (略)

### 2 第2号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、臨床研究法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

### $3 \sim 7$ (略)

8 第8号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの。

9 (略)

## 別紙1 (略)

## (誓約項目)

1 (略)

### 2 第2号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## $3 \sim 7$ (略)

8 第8号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する。

9 (略)

## 様式1-(3)

様式1-(3)

指定医療機関指定申請書(指定訪問看護事業者等)

	4	名			称	
	主	たる	事務所	の所	在地	
指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者	代	住			所	
指定介護予防サービス事業者	表	氏			名	
	者	生	年	月	日	
		職			名	
訪問看護ステーション等	4	名			称	
訪問有護人アーション等	Ē.	听	在		地	
役員の氏名及び職名	3°					(別紙1)
訪問看護ステーションコード又は 介護保険事業者番号	2.					

上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第1 4条第1項の規定による指定医療機関として指定されたく申請する。

また、同法第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年 月 日

指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者

所在地 名 称

代表者

0000殿

様式1-(3)

様式1-(3)

指定医療機関指定申請書(指定訪問看護事業者等)

	4	名			称	
	主	たる	事務所	の所	在地	
指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者	代	住			所	
指定介護予防サービス事業者	表	氏			名	
	者	生	年	月	日	
		職			名	
訪問看護ステーション等	4	名			称	
初向有護ヘノーション寺	Ē	听	在		地	
役員の氏名及び職名						(別紙1)
訪問看護ステーションコード又は 介護保険事業者番号						

上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第1 4条第1項の規定による指定医療機関として指定されたく申請する。

また、同法第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年 月 日

0000殿

指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者

所在地

名 称

代表者

印

1 (略)

### 2 第2号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、臨床研究法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

### $3 \sim 7$ (略)

## 8 第8号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの。

## 9 第9号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する。

#### 別紙1 (略)

## (誓約項目)

## 1 (略)

## 2 第2号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

### $3 \sim 7$ (略)

## 8 第8号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する。

## 9 第9号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する。(誓約項目)

	指定医療機関変	更届出	出書(病院又は診療所)	)			指定医療機関	関変更	届出書	(病院又は診療所	听)	
	名称				1   [		名	称				
呆険医療機関	所 在 地				1	保険医療機関	所 在	地				
	医療機関コード				1   L		医療機関コー	k				
	住 所				1   [		住	所				
BB ⇒n. →z.	氏名又は名称				]	開設者	氏名又は名	称				
開設者	生 年 月 日				]	мкч	生 年 月	日				
	職名				1   [	2	職	名	<b>-</b>			
標榜して	いる診療科目				1	標榜してい	、る診療科目					
役員の氏	名及び職名		(5	別紙1)		役員の氏	名及び職名	名			(別紙1)	
	まづき変更の届出を行 月 日	うべき	等に関する法律(平成 事項に変更が生じたた 設 者 所	26年法律第50号)第1 とめ届出を行う。	100	条の規定に基	難病の患者に対す づき変更の届出を 月 日	行う· 開 住	べき事項	質に変更が生じた 者 所	ため届出を行	īð.
年			又は名称			000	〇 殿	D	名又は	有你		印

様式2-(2	)			様	式2- (2)			
様式2- (2)					様式2- (2)			
	指定医療機	関変列	更届出書 (薬局)			指定医療機	関変	更届出書(薬局)
	名 称					名 称		
保険薬局	所 在 地				保険薬局	所 在 地		
	薬局コード				×	薬局コード		
	住 所					住 所		
BB ⇒N. ⇒F.	氏名又は名称				開設者	氏名又は名称		
開設者	生 年 月 日				0.772007070	生 年 月 日		
	職名					職名		7000
役員の日	た 名 及 び 職 名		(別紙1)		役員の氏	名及び職名		(別紙 1 )
9条の規定に			等に関する法律(平成26年法律第50号)第1 事項に変更が生じたため届出を行う。		9条の規定に基	づき変更の届出を行う 月 日	うべき	等に関する法律(平成26年法律第50号)第1 8事項に変更が生じたため届出を行う。
		住	設 者 所 又は名称 <u></u>		000		住	設 者 所 又は名称 <u>印</u>
※ 変更がある	事項の□の中にレ印を	付する	5こと。		※ 変更がある事	事項の□の中にレ印を	付する	ること。
別紙1 (略	)			別	紙1 (略)			

指定医療	機関変	変更届出書 (指定訪問	問看護事	(業者等)			指定医療機	製多	変更届出書(指定	访問看記	雙事業者等)	
	名							名		_		
指定居宅サービス事業者		こる事務所の所在地			‡	指定居宅サービ			こる事務所の所在:			
旨定訪問看護事業者	1	住 所			1.5	指定訪問看護		4		折 □		
旨定介護予防サービス事業者	衣	表表者     4     日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日		衣		名口日						
	職 名口				名口							
訪問看護ステーション等	名	1000 A.C.			1		20 000000	名				
が問有護スプーション等	所	在 地			T I	訪問看護ステー	ション等	所	7 27.00	_		
は員の氏名及び職名			(5	川紙 1 )	1	役員の氏名及	び職名		0.64		(別紙1)	
介護保険事業者番号 上記のとおり、難病の患	患者に			(平成26年法律第50号) 第1	iii		番号		対する医療等に関			
介護保険事業者番号 上記のとおり、難病の患	番に				iii	介護保険事業を 上記のとおり、 9条の規定に基づ	番号	者に	対する医療等に関			
上記のとおり、難病の患 条の規定に基づき変更の	番に		更が生 ス事業者 業者	じたため届出を行う。 な業者 は	iii	介護保険事業を 上記のとおり、 9条の規定に基づ	番番号 難病の患る づき変更の)	者に		変更が ビス事 事業者	生じたため届 業者 エ事業者 圧地 称	

別紙1

(略)

# 様式3-(1) 様式3-(1) 指定医療機関指定更新申請書 (病院又は診療所) 称 🗌 保険医療機関 所 在 地 医療機関コード □ 氏名又は名称□ 開設者 生 年 月 日 🗆 名 標榜している診療科目 (別紙1) 役員の氏名及び職名 上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第1 5条第1項の規定に基づき指定医療機関として指定を更新されたく申請する。 また、同法第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

※ 直近の指定の申請(変更届出含む)から変更がある事項の□の中にレ印を付すること。

開 設 者

氏名又は名称

年 月 日

0000殿

## 様式3-(1)

様式3-(1)

#### 指定医療機関指定更新申請書 (病院又は診療所)

	名称				
		_			
保険医療機関	所 在 地				
	医療機関コード				
	住 所				
BB =0. +v	氏名又は名称				
開設者	生 年 月 日				
	職名				
標榜してい	いる診療科目				
役員の氏	名及び職名				(別紙1)
5条第1項の規	、難病の患者に対する 記定に基づき指定医療 第14条第2項の規定の	幾関と	して指	定を更新	
年	月 日			200	
		開	設	者	
		住		所	
		氏名	又は名	称	<u>F1</u>
	〇 ○ 殿				

※ 直近の指定の申請(変更届出含む)から変更がある事項の□の中にレ印を付すること。

1 (略)

### 2 第2号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、臨床研究法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## $3 \sim 7$ (略)

## 8 第9号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの。

9 (略)

## 別紙1 (略)

## (誓約項目)

## 1 (略)

## 2 第2号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## $3 \sim 7$ (略)

## 8 第9号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する。

9 (略)

式3-(2 <sup>様式3-(2)</sup>	)			様式3-(2)	)		
	指定医療	機関指定(薬局	更新申請書)		指定医療		定更新申請書
	名 称				名 称		
保険薬局	所 在 地			保険薬局	所 在 地		
	薬局コード				薬局コード		
	住 所				住 所		
BB =n. +v.	氏名又は名称			開設者	氏名又は名称		
開設者	生 年 月 日			州政省	生 年 月 日		
	職名				職名		
役員の氏	名及び職名		(別紙1)	役員の氏	名及び職名		(別紙1)
5条第1項の規	見定に基づき指定医療	幾関として	に関する法律(平成26年法律第50号)第1 て指定を更新されたく申請する。 こも該当しないことを誓約する。	5条第1項の規	見定に基づき指定医療	幾関と	等に関する法律(平成26年法律第50号)第1 して指定を更新されたく申請する。 れにも該当しないことを誓約する。
年		開 設住	所	年		住	
		氏名又1	<b>1</b> 名称	200.17-17-00-00	〇 〇 殿	<b>戊名</b> 义	マは名称 旦

1 (略)

### 2 第2号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、臨床研究法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## $3 \sim 7$ (略)

8 第9号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの。

9 (略)

## 別紙1 (略)

## (誓約項目)

1 (略)

### 2 第2号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## $3 \sim 7$ (略)

8 第9号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する。

9 (略)

							Marie Company
	_ 3	Z			称		a .
指定居宅サービス事業者	主	たる	事務所	の所	在地		
指定訪問看護事業者	代	住			所		
指定介護予防サービス事業者	表	氏			名		
	者	生	年	月			
	8.	職			名		n s
訪問看護ステーション等		ž -	4.		称		
40. H .p. 17. 17. 17. 19. 14. 14.	, F	沂	在				
			lide		地		/Dulén + \
		<	Late		地		(別紙1)
役員の氏名及び職名 訪問看護ステーションコード又は 介護保険事業者番号 上記のとおり、難病の患	一日日	対す					(別紙1) 律(平成26年法律第50号)第
訪問看護ステーションコート゚又は 介護保険事業者番号	者に指定	三医療 )規定	る医療機関と	奏等に として ずれに	関すて指定も該	る法を更	律(平成26年法律第50号)第 新されたく申請する。 ないことを誓約する。
訪問看護ステーションコード又は 介護保険事業者番号 上記のとおり、難病の患 5条第1項の規定に基づき また、同法第14条第2	者に指定	至医療 対定	る医療機関とのいる	家等に として ずれに 宅サ	に関すて指定 も該	る法を更出し	律(平成26年法律第50号)第 新されたく申請する。 ないことを誓約する。
訪問看護ステーションコード又は 介護保険事業者番号 上記のとおり、難病の患 5条第1項の規定に基づき また、同法第14条第2	者に指定	E医療 D規定 打	る医療でのいっている。	保等に として ずれに 宅サ看	関す定も該	るを当る本事者	律(平成26年法律第50号)第 新されたく申請する。 ないことを誓約する。
訪問看護ステーションコード又は 介護保険事業者番号 上記のとおり、難病の患 5条第1項の規定に基づき また、同法第14条第2	者に指定	E医療 D規定 打	る医療でのいっている。	保等に として ずれに 宅サ看	関す定も該	る法更し ス事者	律(平成26年法律第50号)第 新されたく申請する。 ないことを誓約する。
訪問看護ステーションコード又は 介護保険事業者番号 上記のとおり、難病の患 5条第1項の規定に基づき また、同法第14条第2	者に指定	E医療 D規定 打	る医療でのいっている。	保等に として ずれに 宅サ看	関す定も該	るを当る業者に死	律 (平成26年法律第50号) 第 新されたく申請する。 ないことを誓約する。 養者

様式3-(3)

※ 直近の指定の申請(変更届出含む)から変更がある事項の□の中にレ印を付すること。

様式	3	_	(3)
1213 12 1	v		v

様式3-(3)

指定医療機関指定更新申請書(指定訪問看護事業者等)

	1	名	称			
指定居宅サービス事業者 指 定 訪 問 看 護 事 業 者 指定介護予防サービス事業者		主たる事務所の所在地				
		住	所			
		氏	名			
旧た月酸1四ク こハ事来句	表者	生 年	月 日			
		職	名			
訪問看護ステーション等	1	名	称			
<b>前向有護人アーション寺</b>	Ē	近 在	地			
役員の氏名及び職名		(10)			(別紙1)	
訪問看護ステーションコード又は						
介護保険事業者番号 上記のとおり、難病の患 5条第1項の規定に基づき				1		
上記のとおり、難病の患	指定	医療機関と	して指定	を更	新されたく申請	青する。
上記のとおり、難病の患 5条第1項の規定に基づき また、同法第14条第2	指定	E医療機関と の規定のいず 指定居 <sup>2</sup>	して指定 れにも該 宅サービン	を更当し	受新されたく申請 ないことを誓約	青する。
上記のとおり、難病の患 5条第1項の規定に基づき また、同法第14条第2	指定	E医療機関と の規定のいず 指定居等 指定訪問	して指定れたも該 れたも該 さサービン 問看護事業	を当しる事者	(新されたく申請ないことを誓紹 ないことを誓紹 業者	青する。
上記のとおり、難病の患 5条第1項の規定に基づき また、同法第14条第2	指定	E医療機関と の規定のいず 指定居等 指定訪問	して指定 れにも該 宅サービン	を見しる事者と	新されたく申記 ないことを誓約 業者 ス事業者	青する。
上記のとおり、難病の患 5条第1項の規定に基づき また、同法第14条第2	指定	E医療機関と の規定のいず 指定居等 指定訪問	して指定れたも該 れたも該 さサービン 問看護事業	を当し事者ど所	新されたく申請ないことを誓約 ないことを誓約 業者 ス事業者 在地	青する。
上記のとおり、難病の患 5条第1項の規定に基づき また、同法第14条第2	指定	E医療機関と の規定のいず 指定居等 指定訪問	して指定れたも該 れたも該 さサービン 問看護事業	を当事者ど所名	新されたく申記 ないことを誓約 業者 ス事業者	青する。

※ 直近の指定の申請(変更届出含む)から変更がある事項の□の中にレ印を付すること。

1 (略)

### 2 第2号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、臨床研究法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## $3 \sim 7$ (略)

## 8 第9号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの。

9 (略)

## 別紙1 (略)

## (誓約項目)

## 1 (略)

## 2 第2号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## $3 \sim 7$ (略)

## 8 第9号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する。

9 (略)

### 様式4-(1)

様式4-(1)

(指定医療機関の指定)

番 号 年 月 日

医療機関の開設者 指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者

〇〇〇都道府県知事(指定都市市長) 印

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の 規定による指定医療機関の指定について

年 月 日付け申請について、その内容を審査した結果、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「法」という。)第14条第1項の規定により、 年 月 日付けをもって指定する。

なお、この指定に当たっては、次の条件を付して次表のとおり承認されたものであるから 了知されたい。

- 1 名称、所在地等法第19条及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成 26年厚生労働省令第121号)第35条に規定される内容に変更があった場合には、速 やかに届け出ること。
- 2 法第15条の規定に基づき、 年 月 日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定医療機関療養担当規程 (平成26年厚生労働省告示第437号) により特定医療 の適正な実施に努めること。

名	称	所	在	地	

※「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

## 様式4-(1)

様式4-(1)

(指定医療機関の指定)

等 号 年月日

医療機関の開設者 指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者

○○○都道府県知事 印

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の 規定による指定医療機関の指定について

年 月 日付け申請について、その内容を審査した結果、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「法」という。)第14条第1項の規定により、 年 月 日付けをもって指定する。

なお、この指定に当たっては、次の条件を付して次表のとおり承認されたものであるから 了知されたい。

- 1 名称、所在地等法第19条及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成 26年厚生労働省令第121号)第35条に規定される内容に変更があった場合には、速 やかに届け出ること。
- 2 法第15条の規定に基づき、平成 年 月 日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定医療機関療養担当規程(平成26年厚生労働省告示第437号)により特定医療 の適正な実施に努めること。

名	称	所 在 地

※「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

## 様式4-(2)

様式4-(2)

(指定医療機関の指定をしないこととした場合)

番 号 年 月 日

医療機関の開設者 指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者

〇〇〇都道府県知事(指定都市市長) 印

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の 規定による指定医療機関の指定について

年 月 日第 号をもって申請のあった標記については、申請内容を審査した結果、指定しないこととしたので了知されたい。

名称	理 由

※「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

#### 教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に○○○○都道府県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、〇〇〇〇都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

## 様式4-(2)

様式4-(2)

(指定医療機関の指定をしないこととした場合)

等 号 年 月 日

医療機関の開設者 指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者

○○○都道府県知事 印

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の 規定による指定医療機関の指定について

年 月 日第 号をもって申請のあった標記については、申請内容を審査した結果、指定しないこととしたので了知されたい。

名	称	理由	

※「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

#### 教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に○○○○都道府県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、○○○都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

## 様式5-(1)

様式5-(1)

(指定医療機関の更新)

番号年月日

医療機関の開設者 指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者

〇〇〇都道府県知事(指定都市市長) 印

難病の患者に対する医療等に関する法律第15条第1項の 規定による指定医療機関の更新について

年 月 日付け申請について、その内容を審査した結果、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「法」という。)第15条第1項の規定により、 年 月 日付けをもって更新する。

なお、この更新に当たっては、次の条件を付して次表のとおり承認されたものであるから 了知されたい。

- 1 指定医療機関の名称、所在地等法第19条及び難病の患者に対する医療等に関する法 律施行規則(平成26年厚生労働省令第121号)第35条に規定される内容に変更があった 場合には、速やかに届け出ること。
- 2 法第15条の規定に基づき、\_\_\_ 年 月 日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定医療機関療養担当規程(平成26年厚生労働省告示第437号)により特定医療 の適正な実施に努めること。

名	称	所 在 地

※「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

### 様式5-(1)

様式5-(1)

(指定医療機関の更新)

番 号 年 月 日

医療機関の開設者 指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者

○○○都道府県知事 印

難病の患者に対する医療等に関する法律第15条第1項の 規定による指定医療機関の更新について

年 月 日付け申請について、その内容を審査した結果、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「法」という。)第15条第1項の規定により、 年 月 日付けをもって更新する。

なお、この更新に当たっては、次の条件を付して次表のとおり承認されたものであるから 了知されたい。

- 1 指定医療機関の名称、所在地等法第19条及び難病の患者に対する医療等に関する法 律施行規則(平成26年厚生労働省令第121号)第35条に規定される内容に変更があった 場合には、速やかに届け出ること。
- 2 法第15条の規定に基づき、平成 年 月 日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定医療機関療養担当規程 (平成26年厚生労働省告示第437号) により特定医療 の適正な実施に努めること。

名	称	所 在 地
	8 %	

※「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

#### 様式5-(2)

様式5-(2)

(指定医療機関の指定を更新しないこととした場合)

番号用日

医療機関の開設者 指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者

○○○都道府県知事(指定都市市長) 印

難病の患者に対する医療等に関する法律第15条第1項の 規定による指定医療機関の更新について

年 月 日第 号をもって申請のあった標記については、申請内容を審査した結果、指定を更新しないこととしたので了知されたい。

名	称	理	由	

※「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

#### 教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に○○○○都道府県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、〇〇〇〇都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

## 様式5-(2)

様式5-(2)

(指定医療機関の指定を更新しないこととした場合)

番 号 年 月 日

医療機関の開設者 指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者

○○○都道府県知事 印

難病の患者に対する医療等に関する法律第15条第1項の 規定による指定医療機関の更新について

年 月 日第 号をもって申請のあった標記については、申請内容を審査した結果、指定を更新しないこととしたので了知されたい。

名	称	理	由
	, s	8.	

※「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

#### 教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に○○○○都道府県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、〇〇〇〇都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。